平成２４年（フ）第１１５２号
京都市下京区中堂寺前田町29番地１
破産者　株式会社クリヤーライトスタジオ
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１７号
神戸市東灘区深江浜町１番１号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県朝来市和田山町寺谷702番地１
破産者　株式会社諏訪青果
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１号
島根県出雲市長浜町457番５
破産者　株式会社フイッツ
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３号
島根県出雲市平野町68番地
破産者　岡　美枝子
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６８号
島根県出雲市姫原町215番地１
破産者　有限会社谷本建設工業
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２２３号
熊本市南区奥古閑町3282番地
破産者　株式会社スリーエー
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
東京都東久留米市浅間町２丁目23番13号カウリコート103
破産者　三須　章仁
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８４号
静岡県沼津市高島町４番12号
破産者　トーコーソフト株式会社
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
東京都東久留米市浅間町２丁目23番13号カウリコート103
破産者　三須　策枝
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
長野県上田市上丸子261番地
破産者　合名会社宮下洋行
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８号
岐阜県本巣市根尾松田303番地
破産者　株式会社若森組
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
岐阜市則武873番地５
破産者　井上　善仁
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
岐阜市福住町１丁目21番地
破産者　有限会社オリオン
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
岐阜市茜部大川１丁目45番地６
破産者　岡部加代子
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
岐阜市溝口東67番地２
破産者　有限会社ファミリー
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
岐阜市岩崎1154番地３ドゥナーレ長良Ⅱ―505号室、住民票上の住所岐阜市岩崎1154番地３ラッフル長良北Ⅱ―505号室
破産者　森　　陽祐
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田280番地の１
破産者　株式会社岩井屋
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
静岡県藤枝市北方362番地の９
破産者　有限会社日伯
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４号
静岡県浜松市南区大柳町430番地
破産者　ラウンド・テーブル株式会社
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９号
京都市南区上鳥羽北花名町40番地
破産者　小林運輸株式会社
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
広島県呉市焼山宮ケ迫１丁目31番８号
破産者　有限会社インテリアハマシタ
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３７号
高知市神田2377番地59
破産者　有限会社夢さいん
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５３号
熊本市中央区黒髪３丁目７番29号
破産者　電鉄不動産株式会社
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係